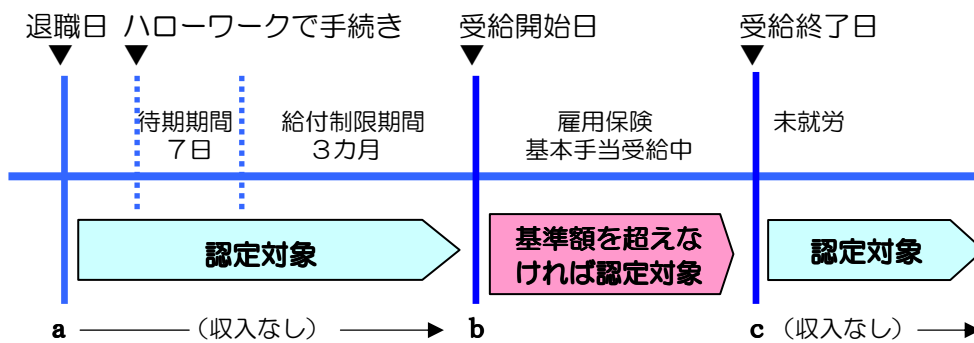


退職後、雇用保険の失業給付金が支給されるまでの期間については、「主として被保険者により生計を維持されている」場合に、被扶養者として認定対象となります。失業給付の受給開始日以降は、次のとおり「基本手当日額」によって被扶養者の取り扱いが異なりますのでご注意ください。

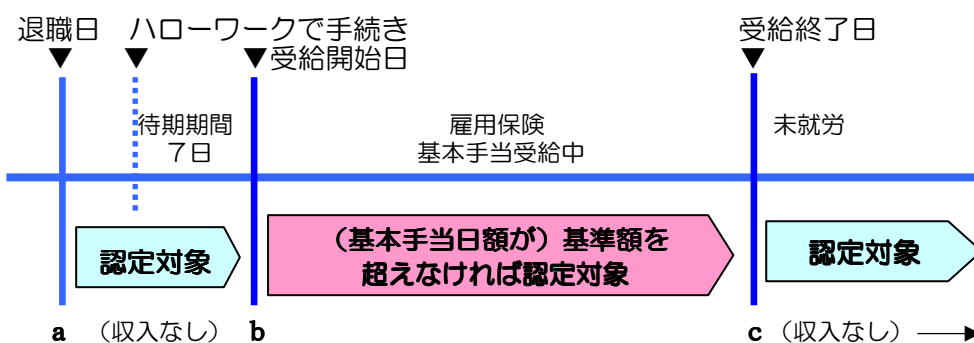
- ア) 受給開始日(*1)以降、基本手当日額が基準額(*2)を超えない場合
→ 引き続き認定対象となります。
- イ) 受給開始日(*1)以降、基本手当日額が基準額(*2)を超える場合
→ 受給開始日から認定対象外〔削除手続きが必要(*3)〕となります。
(その後、受給終了日以降も就労予定がない場合は、「受給終了日の翌日」から再度認定対象〔申請手続きが必要〕)

<① 自己都合による退職のとき(例)>



- ア) aの翌日で認定を受け〔申請必要〕、bで基準額を超えないときは、引き続き認定対象。
- イ) aの翌日で認定を受け〔申請必要〕、bで基準額を超えたときは、bの日付で削除手続きが必要。その後cで収入要件を満たせば、cの翌日以降認定対象〔申請必要〕。

<② 倒産、解雇、定年、会社都合に準じる理由等による退職のとき(例)>



- ア) aの翌日で認定を受け〔申請必要〕、bで基準額を超えないときは、引き続き認定対象。
- イ) aの翌日で認定を受け〔申請必要〕、bで基準額を超えたときは、bの日付で削除手続きが必要。その後cで収入要件を満たせば、cの翌日以降認定対象〔申請必要〕。

- *1 受給開始日は、給付制限期間終了日（給付制限がない場合は待期期間終了日）の翌日を指します。ハローワークでの処理日や、金融機関への振り込み日ではありません。
- *2 基準額とは、基本手当日額が 3,612円未満(60歳以上等は 5,000円未満)で、かつ日額に 360日を乗じた額が被保険者の年間収入の2分の1未満であることです。
- *3 削除後に国民健康保険へ加入の際は、年齢等により国民年金第1号被保険者への変更手続きも必要になります（国民年金保険料の負担が発生します）。

【申請時の提出書類】

	提出書類
図 a 退職後の扶養申請	<ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者(異動)届 ・扶養状況説明書 ・「雇用保険受給資格者証(両面)の写し」または「離職票1と2の写し」 ・誓約書(失業給付)
図 b 受給開始後の扶養削除申請（基本手当日額が基準額を超える場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者(異動)届 ・「雇用保険受給資格者証(両面)の写し」 ※あわせて被扶養者の被保険者証を添付。
図 c 受給終了後の扶養申請	<ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者(異動)届 ・扶養状況説明書 ・『支給終了』の印字がある「雇用保険受給資格者証(両面)の写し」

※ 前述「② 倒産、解雇、定年、会社都合に準じる理由等による退職のとき（例）」は、2017年3月31日退職者分からの取り扱いになります。